

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、平塚市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会議の通知）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を開催しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

（議事の進行）

第3条 会議に係る議事の進行は、市長が行うものとする。

（会議の公開）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、会議の内容が平塚市情報公開条例第5条各号の非公開情報に該当する場合、又は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障を生じさせる恐れがある場合は、この限りでない。

（議事録）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、この限りでない。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務部行政総務課で処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。